

## 第8 健康管理と指導の重点

### 1 本年度の達成目標

- (1) 健康の自主管理の習慣を養い、健康診断後の事後措置の徹底を図る。
- (2) 日常の健康管理・保健指導に加えて、救急法・蘇生法の指導、疾病を持つ生徒への指導を行い、事故防止に努める。また、このための環境整備を図る。
- (3) 健康教育を通して健康管理の実践力を高めるとともに、よりよい生活習慣を身につけさせ、心身共に健康な生徒を育てる。
- (4) 清掃を徹底し、美化に努める。

### 2 学校保健安全計画

月	健康診断	保健指導	環境衛生
4	定期健康診断 4/11(木) 三計測・視力・聴力 歯科検診 4/11(木) 午前 胸部X線間接撮影(1年生) 4/17(水) 9:00 - 11:00 内科検診 3年生 4/16(火) 午後 2年生 4/19(金) 1年生 4/23(火) 心臓1次検診(1年生) 尿1次検査	入学説明会後の健康相談 健康カードによる保健調査・健康相談 救急体制の周知徹底 内科検診後の受診指導 その他の健康診断事後措置の徹底 疾病要管理者保健指導・健康相談 検尿1次指導・事後措置	清掃区域・監督の割当 ゴミの分別処理指導 大掃除・安全点検・掃除用具の整備 4/8(月)始業式 薬品管理(毒劇物の保管理)
5	胸部X線直接撮影 尿2次検査 心臓基本検査 心臓2次検診	校外学習、宿泊研修に向けての健康相談保健指導 健康診断事後措置 部活動健康管理 心臓2次検診対象者説明会 教職員向け心肺蘇生法研修会	飲料水検査 避難訓練・大掃除 5/28(火)
6	尿2次検査 運動部心臓検診 6/20(木) 内科未受診者検診	歯科、視力保健指導 健康診断未受診者指導 心臓検診後保健指導 結核予防健康教育	美化週間 6/11(火)~18(火) 食堂衛生検査 除草
7	夏合宿前健康診断 7/12(金) 2:00~	心肺蘇生法・救急法講習会 (部活動安全指導) 7/11(木) 1:30 - 心臓要管理者指導説明会 7/16(火) 2:00 - 夏休み中の健康管理・事故防止・疾病治療勧告 救急体制の徹底 2学期各行事に向けての疾病要管理者指導	プール水質検査 大掃除・安全点検・掃除用具の整備 7/19(金)終業式 夏休み中のトイレ掃除指導
8	心臓基本検査	事故防止と救急体制の徹底	

月	健康診断	保健指導	環境衛生
9	体育祭前健康診断 9 / 4(水) 2:00 -	体育祭に向けて疾病要管理者指導・ 救急体制確認 文化祭食品衛生指導	大掃除 9 / 2(月)始業式 除草 9 / 5(木) ごみの分別処理指導 文化祭中・後の大掃除 飲料水検査 避難訓練・大掃除 9 / 26(木)
10	検尿 1次	検尿事前・事後指導 エイズ健康教育(3年生) 10 / 3(木)	
11	結核再度検診 検尿 2次	健康相談 歯科、視力保健指導	美化週間 11 / 6(水)~13(水) 環境衛生器具の点検
12		冬季健康管理 薬物乱用防止健康教育(2年生) 12 / 5(木)(2年生)	大掃除・安全点検・掃除用具の整備 12 / 24(火)終業式
1		インフルエンザの予防	大掃除 1 / 8(水)始業式 3年生大掃除・安全点検 1 / 31(金) 教室内空気検査
2	修学旅行前健康診断 2 / 14(金)	たばこの害健康教育(1年生) 修学旅行に向けての健康相談、保健 指導	照度検査 美化週間 2 / 12(水)~18(火)
3	学校保健委員会 (本年度の反省と次年度の計画)	新学期に向けての健康管理・治療勸 告	大掃除・掃除用具の整備・安全点検 3 / 14(金)始業式

## (1) 学校保健計画

### 指導の重点

保健部が中心となり、生徒保健委員、各学年担任を初め全教職員、学校保健委員会、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などと連携を図りながら積極的に学校保健を推進する。また、保健所等の関係機関や家庭・地域との連携を図る。

生徒自ら健康管理を行うよう指導するとともに、生徒保健委員による広報活動をより強化し、生徒自らの問題として主体的によりよい生活習慣が維持できるよう指導する。また、学級や学年を単位とする健康教育を実施し、視聴覚教材の利用や外部講師による研修会を行い、生きる力を育てる健康教育の推進を図る。

具体的には以下のとおりである。

(ア) 健康の実態把握に努めるとともに、生徒が自分自身の問題としてとらえ、自主的な健康管理ができるよう指導する。

生徒が健康診断の結果から、自分自身の健康問題についてクラス及び学校全体の实態とあわせて考え、具体的な対策を積極的に行うように指導する。

(イ) 健康診断の事後措置の徹底に努力する。

生徒の健康への意識を高めるために、機会をとらえて保健指導の充実に努める。

心臓疾患、胃疾患などの慢性疾患を持つ生徒については個人指導を行い、自分で適切な健康管理ができるよう指導する。

早期発見、早期治療を目標にして治療勧告を行い、特に長期休暇中を利用して治療に専念するよう指導する。

(ウ) 組織活動の活発化と広報活動の拡充を図る。

健康の問題はすべて実践が基盤にならなければならない。

実践への働きかけはHRを中心におこない、パイプ役をつとめる保健委員の活動の活発化を図る。「保健だより」等を通じて情報伝達に努める。また、研修の機会を通じて、健康教育の推進と実務知識の習得を図る。

生徒保健委員

自主的、かつ積極的に取組むよう指導する。

主な活動内容……………健康教育 } 広報活動  
環境美化 }

(エ) 食堂の衛生管理

保健部および食堂運営委員会は食堂の衛生管理を担当し、生徒部は生徒の食堂利用について指導する。特に、衛生面については、食堂担当者と連携し主として、下記の点に留意する。

調理室の整理整頓、清潔

食器の清潔

着衣の清潔

手洗いの励行

金銭取扱いの手で食品に直接触れないこと。

食堂従業員の定期健康診断

(2) 学校安全計画

(ア) 体育活動等の安全管理

日常の健康管理を怠らず、適正な生活習慣を身につけ、無理のない練習計画をたてるよう指導する。

体育活動時の運動場の計画的使用、特に多数の生徒が使用する部活動等に於いて練習の場の調整を行うとともに計画的な練習が行えるよう指導する。

使用する施設、設備、器具を定期的に点検するとともに使用後の整備点検を励行させる。

(イ) 光化学スモッグの対策

「光化学スモッグ緊急時における学校のとるべき措置」にのっとり、速やかに対応し、生徒の安全を期するとともに、平素より保健の授業を通じ理解を深めさせる。

(ウ) 防災・防火計画

A 教職員の配備体制を確立し、災害、火災発生時にそなえる。

防災器具の点検を随時行い、いつでも使用できるよう用意しておく。

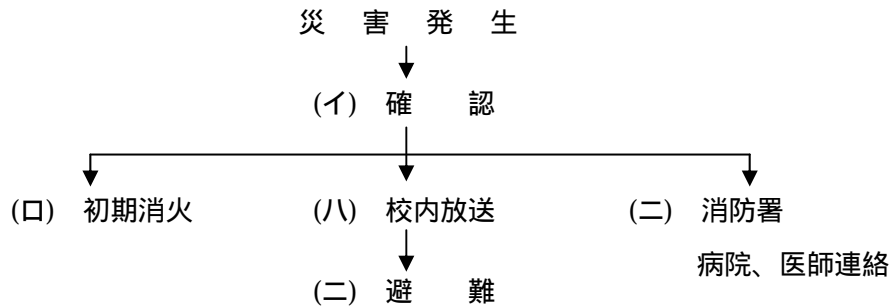
警備・防災計画に基づき、定期・臨時の2回防火・防災の訓練を行う。

災害時応急処置の方法を職員、生徒に徹底し、ふだんから十分な対策と訓練をする。

## B 救急体制の確立

保健部を中心に関係分掌が協力してそれぞれ救急体制をたてる。

### 災害・火災の時の応急措置



### 被災者の救出

状況に応じ、全力を尽くすとともに、関係機関の出動を要請する。救出活動のため、さらに被害者を出さないように留意する。

C 万一、災害が発生した時は、市民が緊急避難場所として、一時施設を利用することにも配慮する。

### (工) 学校環境の安全点検と安全委員会

生徒の学習活動が安全でしかも効果的に実施できるため安全委員会を推進して、日常的に施設・設備の点検活動を綿密に実施することにより、未然に危険を防止する。

## 3 体育指導計画

生徒の体格、体力を考慮し、計画的段階的に体力の強化増進に努めるとともに学校生活での体力の必要性を認識させる。

(ア) 体育においては、運動種目の技術取得とともに基礎体力の増強のトレーニングを年間計画に組み入れ積極的に推進する（特に1、2年）。

(イ) 部活動、HR活動等の活動においては、有効なトレーニング方法を計画し、実施できるよう指導する。

(ウ) 学校行事中に体育的行事を組み入れ体育活動に参加させる。

校外学習（5月）

徒歩訓練（2月）

体育祭（9月）

修学旅行（2年・3月）